

【ブリュッセル＝森本孝】欧州連合（EU）欧州委員会は米アップルやゲーゲルなどIT（情報技術）分野の巨人企業を対象とする独自の「デジタル課税」にカジを切り始めた。国際協調によるルール見直し議論も進むが、早期の実現は難しいと判断。低税率の国・地域に利益を移す「税逃れ」を防ぐため、域内売上高に課税する案を3月中旬に加盟国に示す方針だ。

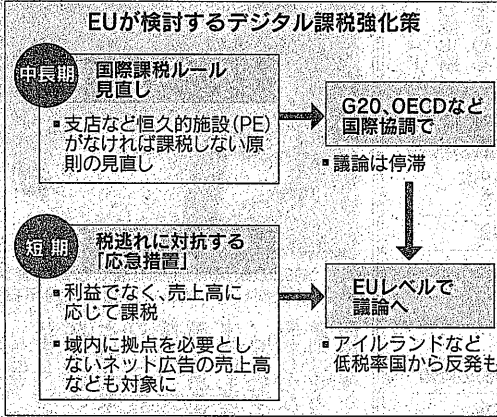
独自デジタル課税にカジ

EU域内の多くの国では多国籍企業が欧州市場を席巻する一方、利益に見合った税金を納めていないとの不満が強い。英ファイナンシャル・タイムズ（FT）紙によると、欧州委は域内で旧来型の企業が実効税率23.3%の法人税を納めているのに対し、IT企業は平均9.5%だとしている。

IT分野はどこも収益を稼いでいるのが特定するのが難しい。低税率の国に利益を移し「節税」する事例は多く、欧州委も取り締まりを強化。16年夏にはアイルランド政府に対し、米アップルに与えた最大130億ユーロ（約1兆7千億円）の税優遇が「違法」だったと認定し、追徴課税を取り戻すよう指示した。

EU、大手の税逃れ防ぐ

月内提示「域内収入の3%」案有力



欧州委が提案を検討しているのは、IT企業の上などといった企業を対象とする方向だ。課税対象を利益から売上高へ切り替える案だ。検討する税率は1〜5%で、3%が有力視される。3%なら年約50億ユーロの税収拡大が見込める。世界組みでの課税ルール見直し

し進む。19日からアルゼンチンで開く20カ国・地域（G20）財務相・中央銀行総裁会議でも議題となる見通しだ。

現行のOECD租税条約では、国内に支店や工場などの恒久的施設（PE）がない企業には法人税を課税できないのが原則。世界的なIT企業の実態に合わせ、PEがなくても利益があれば課税できるようにする案などが検討されている。

EUも17年秋、国際協調に基づく課税見直しを最優先する方針を示し協

多国籍企業に網細かく

G20でもルール議論へ

グローバルに活動するIT（情報技術）企業にどう課税するか。各国税務当局が直面する難題だ。19日にアルゼンチンで開く20カ国・地域（G20）財務相・中央銀行総裁会議では、経済協力開発機構（OECD）が主導する形で課税方法を議論し、国際的なルール作りの具体的な検討を進め

る見通しだ。現在はインターネットを使った電子商取引などを越えた取引で得た利益に、各国は法人税を課税できない。こうした多国籍企業の課税逃れを防止するために国際課税ルールを見直すのがOECDの「BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト」だ。

2016年4月、「パナマ文書」で国際的な課税逃れが暴露されたのも大きい。関心が高まり、同年6月、日本主導でOECD京都全会を開催。113の国・地域が同プロジェクトに参加する。参加国はBEPSで定められた15の行動計画に沿って、国内法を改正する。例えば、日本では18

制の変更は加盟28カ国の全会一致の承認が必要。低税率国のアイルランドやルクセンブルクなどは独自課税案に反対姿勢で「EUがデジタル分野でリーダーになるためには、課税や規制の強化は解決策にならない」（アイルランドのパラッカー首相）との異論がある。

米国は23日に鉄鋼・アルミニウムの輸入制限を発動する。米系企業が多いIT大手を狙う課税強化策をEUが打ち出せば、米欧の対立が一段と深まる恐れもある。

米度が署名しておらず、店などが法人税の課税に必要だったが大型の倉庫も対象に加えた。17年6月には日英仏など約60カ国が多国籍協定に署名。2国間で租税条約を改正しなくても対策の統一ルールを適用できるようにした。

ただ、多国籍協定には

米国が署名しておらず、中間に位置し、どちらに近いか鮮明でない。財務省は「国際的な議論の推移を見守る」とする。専門家からは、外国法人のみの課税が内外無差別の原則に反するとの指摘や、利益でなく売上高への課税に否定的な声が出ている。